|  |
| --- |
| Novel Nishiuwatoko & Pattarin |
| Empire Tower, 47th floor, |
| 1 South Sathorn Road Sathorn |
| Bangkok 10120 Thailand |
| **www.nnp-advisory.com**  |

作成日：2020/12/26

**タイ会社[[1]](#footnote-1)の解散、及び清算の**

**概略及びサービス内容**

**I. タイの会社の解散、及び清算手続きのフロー**

(1) 臨時株主総会招集通知書の発送及び地方紙への1回以上の掲載

15日以上

(2) 臨時株主総会開催、解散の特別決議 (解散日)

​・原則的として解散時の取締役が清算人となります。

14日以内

(3) 清算人による会社解散の公告 (最低1回)

(4) 債権者への通知書送付 (書留郵便)

(5) 解散の登記申請並びに登記 (解散登記日)

15日以内（解散登記日から起算）

(6) 歳入局への解散通知、及びVAT登記抹消申請

・歳入局へ会社解散の通知をすると、歳入局は商務省に対して税務調査が終了するまで清算登記の受理を差し止めるよう要請します。

遅滞無く

(2)～(7)&(8)間

(7) 監査済財務諸表(解散日を期末日とする)の作成

(8) 株主総会の招集※

※開催期限は特に決まってない（文言上は「できだけ早く」）。実務上は後述の清算報告会に代用することが多い。

150日以内 (5)～(9)間

(9) 法人税申告・納税（解散登記日より150日以内）

(10) 監査済財務諸表の準備(解散登記日を期末日とする)

(5)の解散登記日より3ヶ月毎に

(11) 清算人報告：清算人は、3ヶ月毎にその活動報告を提出する義務があります。​(解散登記日から3ヶ月毎)

* 3ヶ月報告を継続
* 税務調査対応

**[清算が1年を超える場合]**

(12) 法人税申告・納税（以降、前期末日の翌日を期首とし、12ヶ月毎の会計期間に対し、期末日より150日以内に申告・納税）

(13) 監査済財務諸表（法人税申告書に添付する義務があるため）

(14) 株主総会の開催：清算が１年以上続く場合、清算開始から1年後毎に株主総会を開催し、活動報告及び会計報告をする義務を、清算人は、負います。

(15) 税務調査完了、及びバランスシートの整理完了

(16) 清算報告総会への招集通知: 招集状の発送、並びに地方紙への通知書1回以上の掲載

8日以上の事前招集通知

(17) 清算報告会の開催：清算報告書の株主総会での承認。

・清算人は、清算がどのようになされたか、また処分された資産についての詳細を、清算が完了してから滞りなく清算報告総会を招集して、報告をする義務があります。

・清算は、原則的に、税務調査が完了しない限り、完了することができません。

14日以内

(18) 清算終了登記申請、並びに登記

これをもって清算は完了。

**II. 会社の休眠について**

会社の休眠は、清算の際の税務調査リスクを減らずため、よく行われているようです。これは、清算の際の税務調査の対象期間が、原則として、解散日から通常２年、最長で５年遡及すること（歳入法典19条、第88/6条等）に対応した措置です。もっとも、会社の休眠は単に会社の事業活動を休止するということに過ぎませんから、一般の会社に求められる法的手続（法人税申告、監査、商業登記、株主総会手続等）は、従前通り遵守する必要がありますので、ご注意下さい。

​

・なお、民商法典上は、１年以上の事業の休止は、裁判所の命令による会社解散事由の１つに挙げられています。（民商法典第1237条）

**III. 解散・清算に関する留意事項等**

* 資産評価額（法人税）：会社の資産は、解散日の市場価格となります。（歳入法典、第74条）つまり、評価替えにより税務上の評価益（土地等の）が生ずる場合があります。
* 資産評価（VAT）：在庫、及び事業用資産の課税標準は、解散日の市場価格をもって決定されます。{歳入法典、第79/3、(5)}
* 清算人の長期ビザの延長については、タイ国籍者４名の従業員が存在しない場合は、事実上不可能となります。この場合、ビジネスビザを用いてタイに滞在することになりますので、３ヶ月に一回出国する必要が出てきます。但し、税務コンサルタントを代理人として立てればタイに常時滞在する必要もないかもしれません。
* 清算人は、解散登記清算完了登記まで３か月毎に商務省ＤＢＤに活動報告書を提出する義務があります。報告書のフォームは当局所定のＢ４枚程度です。
* 清算が1年以上続く場合毎年1年毎に株主総会を招集して清算報告の承認を得る必要があります。
* 解散後に残余財産に当たる銀行預金を送金する場合、清算完了及び残余財産分配決議を内容とする株主総会議事録を銀行に提出して行います。
* 解散後上記株主総会決議前の場合タイ中央銀行に清算途中で現預金を送金する旨の説明書を提出して特別に許可を得て送金手続きを行います。手続きには約1か月ほどかかります。ただし、実務上は税務調査が終了していないことを理由に銀行から送金の受付を拒絶されることが多いようです。
* 解散前の残余財産の送金は配当手続を通じて行いますので原則として10%の源泉徴収税が課されるます（但し、剰余金がない場合の減資手続の場合は源泉徴収税はありません）。これに対して解散後の送金の場合は、剰余金がない場合は源泉徴収税はかかりませんが、剰余金があって国外の株主へ送金する場合は15%の源泉徴収税が課されます（剰余金があっても国内の株主へ送金する場合は源泉徴収義務はありません）。よって、手続面及び源泉徴収税の税率からすれば、なるべく解散前に送金するほうが利便性が高いです。
* 株主構成の変更：解散・清算手続きを遂行することはもはや事業活動には該当しないと解されています。従って、外資企業の事業活動を規制する外国人事業法は解散会社には適用されないと解されています。そこで、タイ人パートナーとの合弁事業等を行っている会社が解散するような場合、必要であればタイ側株主の株式を日本側株主に譲渡しても差し支えありません。その後の解散・清算手続きをスムーズに遂行しやすい場合が多いといえます。このことは後述する休眠会社の場合も当てはまります。
* 主たる事務所の処分：解散登記時に会社の主たる事務所を清算人の住所に変更することができます。つまり、解散後の清算会社は登記上の主たる事務所を保持しておく必要はありませんので、解散時にあわせて主たる事務所の処分又は賃貸借契約の解除及び退去を検討することも可能です。なお、この際にＶＡＴ登録事項の変更は不要です。

**IV. 業務内容**

私共のタイの会社解散・清算に係る通常のサービス内容の概略は、以下の通りになります。業務内容の詳細は「報酬」の箇所をご参照して下さい。

1. **スキーム立案(法務、労務、税務に関する相談)**

全部・一部事業譲渡、解散・清算登記に伴う、法務、BOI、労務、及び税務に関する相談相談業務。

1. **タイ投資奨励委員会 (BOI) 関係**

貴社は、タイ国投資奨励委員会 (Board of Investment = BOI)より投資奨励事業を取得しているとのことです。一般的にBOIより投資奨励を受けている会社が、事業譲渡、工程変更、解散・清算を行う場合、BOIに各種申請を行う必要があります。私共はこれら報告・申請手続きの代行業務を行います。

1. **契約・商務省関係（解散登記等）**

会社の解散・清算に先立って、別会社またはグループ会社へ事業の全部譲渡、又は一部事業譲渡をするケースが多いです。この場合、事業譲渡契約書の作成、株主総会手続、及び、場合により商務省での各種登記手続きが必要となります。私共はこれらに関する書類作成、申請手続きの代行業務を行います。一方、事業譲渡を伴わないストレートな解散・清算の場合、事業譲渡契約の作成を除く、商務省登記関係、株主総関係の招待状、議事録等の作成代行を致します。詳細は後続の報酬の箇所をご参照して下さい。

1. **税務関係（各種届出・申請、及び税務調査対応等）**

全部・事業譲渡に伴う税務上恩典取得手続き、残存会社の解散後の税務当局への各種届出及び解散登記後に行われる税務調査対応の代行業務を行います。

1. **労務**

タイの労働保護法上、原則的に、従業員を解雇する場合、解雇補償金、未消化の有給等を支払う義務があります。また、不当解雇の申し立てを受ける場合があります。また、労働省、及び社会保障局への届け出義務が生じます。私共は、上記に関する包括的な相談業務、書類作成、解雇立ち合いを行います。

1. **監査**

解散登記から1年を超過しても清算登記がなされない場合（税務調査が1年以内に終了しない場合等）、解散登記日を期首として毎年清算中の会社は、公認会計士による監査を受ける必要があります。私共は、当該業務のコーディネーションを致します。

1. **月次会計・月次税務**

会社の解散登記後も、清算中の会社は、清算をする目的で存続します。また、税務調査が終了するまで、税務申告（月次付加価値税VAT申告等）をする義務を負います。私共は、当該清算期間中の記帳代行及び月次税務申告を致します。また、税務調査の窓口業務も承ります。

1. **法人税申告**

上述の通り、清算中の会社も、通常の会社と同様に法人税申告義務を負います。私共は、法人税申告書の作成代行業務を致します。

**V. 報酬**

私共のサービスに対して頂いている報酬は、原則的に業務に要した時間に応じ、専門家毎に設定させて頂いている1時間当たりの料金に基づき報酬を設定させて頂いております。要した時間は、各専門家の自己申告に、原則的に、基づきます。時間の計上は、原則的に0.1時間(6分)単位で致します。各専門家の時間チャージの金額は以下の通りになります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Name |  | **Hourly Fee (THB)** |
|  | 日本国弁護士 | 8,000 |
| 西上床　満 | USCPA, Juris Doctor | 6,500 |
| Mrs. Pattama Jarupunphol | タイ国弁護士（Barrister at law） | 7,000 |
| Mr. Nattaporn Chumkaew  | タイ国弁護士（Barrister at law） | 8,000 |
| Mr. Nat Uawithya | Legal consultant/coordinator | 5,000 |
| Mrs. Pattarin Amorntham | CPA, MBA, LLB | 7,000 |

上述の通り、原則的に時間チャージのご請求となりますが、業務内容の範囲及び所要時間を一定に予測できる場合は、当該業務の報酬額をお見積り致します。会社の解散・清算に係る業務は以下のように、通常区分できます。具体的な料金はクライアント様の背景等を把握させて頂いてから提示させて頂きます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|   | **業務内容** | 報酬 | 計 |
|  |  | (Baht) | (Baht) |
| **1. スキーム立案** |   |   |
| 1.1 | 全部・一部事業譲渡、解散・清算登記に伴う、法務、BOI、労務、労働許可ビザ、及び税務に関する相談(ミーティング3時間+レポート) |   |   |
| ※事業譲渡価格については、残存会社に対する解散後の税務調査でのリスクを軽減するため、タイ国CPA及び評価会社による評価レポートの作成をお勧めする場合があります。この場合の費用は別途お見積りいたします。  |
| **計（1.1 スキーム立案）** |  |  |
|  |  |  |  |
| **2. タイ投資奨励委員会 (BOI) 関係** |   |   |
| 2.1 | スキーム上、必要となる申告・申請手続の把握 |  |   |
| 2.2 | 奨励事業移管手続代行(1件) |  |   |
| 2.3 | BOI取消手続き代行（Max stock及び資産処分の許可手続代行等を含む） |  |  |
| **計（2.1～2.3 タイ投資奨励委員会 (BOI) 関係）** |   |  |
|  |  |  |  |
| **3. 契約・商務省関係（解散登記等）** |   |   |
| 3.1 | 契約作成：全部・一部事業譲渡契約（英語、日本語）の作成 |  |   |
|  ※複数の事業譲渡契約の締結が想定されますので、条件等がほぼ同じとの前提で複数の事業譲渡の契約書の作成をすることを前提に見積もっています。 |
| 3.2 | 株主総会通知：臨時株主総会招集通知書の発送及び地方紙への1回以上の掲載 |
| 3.3 | 議事録作成：臨時株主総会開催、解散の特別決議（タイ語＆英語） |
| 3.4 | 解散公告：清算人による会社解散の公告（最低1回）及び債権者への通知書送付（書留郵便） |
| 3.5 | 商務省登記：解散登記、及び清算人登記  |
| 3.6 | 清算完了報告総会関係：清算報告総会招集のため招集通知の発送並びに地方紙への通知書1回以上の掲載  |
| 3.7 | 清算完了報告総会関係：清算報告書（及び未承認の監査済財務諸表）の株主総会での承認（タイ語＆英語） |
| 3.8 | 商務省登記：清算終了登記申請並びに登記 |
|   | ※清算登記まで2年を要すると見積もっています。 |  |   |
|   | 3.2～3.8のFixed Fee |  |  |
| **計（3.1～3.8契約・商務省関係）** |  |  |
|  |  |  |  |
| **4. 税務関係（各種届出・申請、及び税務調査対応等）** |   |   |
| 4.1 | 歳入局への解散通知 及びVAT登記抹消申請 |  |  |
| 4.2 | 税務調査対応 |  |  |
|    | ※2年間を想定※解散時の状況により見積額が増減することがあります。 |  |
| **計（4.1 & 4.2 税務関係）** |  |  |
|  |  |  |  |
| **5. 労務** |
| 5.1 | 詳細打合せ（スケジューリング、情報収集） |  |   |
|   | (3時間の打合せを想定） |  |   |
| 5.2 | 解雇通知の作成（雛形）：解雇通知の雛形の作成（英語、及びタイ語） |  |   |
| 5.3 | 念書・免責同意書の作成（雛形）：従業員に署名して頂くための辞表の作成（英語、及びタイ語） |  |   |
| 5.4  | Excelチェック：各種支払項目の計算のレビュー＆貴社作成の計算表の加工・編集 |  |    |
| 5.5 | 台本作成：人員の解雇・整理の発表集会の台本作成（英＆タイ語） |  |   |
| 5.5 | 解雇・整理発表会 (“Town Hall Meeting”@Chonburi)開催：(a) 解雇整理計画の発表（タイ語）(b) 発表（タイ語）(c ) Q&Aセッション（タイ語）(d) 個別面談（タイ語）等の開催 |  |  \*2日目以降は個別面談を想定 |
|   |  1日 = 46,000 THB  |  |  |
| 5.6 | 雇用歴証明書（雛形）の作成　（民商法典585条）（英＆タイ語） |  |   |
| 5.7 | 労働局通知：従業員の解雇・辞任の労働局への通知（義務）の代行業務 |  |  （申告毎）  |
| 5.8 | 社会保障局：従業員の解雇・辞任の社会保障局への通知（義務）の代行業務 |  |  （申告事）  |
| 5.9 | 労働裁判：元従業員から不当解雇に基づき、労働裁判所において訴えられた際の代理弁護 |  |  (原告一人/一訴訟につき）  |
|   |  ＊労働裁判所のみ。控訴は含みません。  |  |   |
| **計（5.1～5.9 労務）** |  |  |
|  |  |  |  |
| **6. 監査** |
| 6.1 | 法定監査（解散登記日より12ヶ月毎） |  |  |
|   |  期末日＝解散登記日 X0,000（年次）  | （2年分）  |  |
| ※解散日から清算を12ヶ月を超過して完了できない場合、法人税の申告納税をする義務があります。それ以降の12ヶ月毎にも同様の手続きが必要となります。法人税を申告納税するに当たり、公認会計士による監査済みの財務諸表を添付することが求められるため監査が必要になります。 |
| **計（6. 監査、2回）** |   |  |
|  |  |  |  |
| **7. 月次会計・月次税務** |
| 7.1 | 月次記帳代行 |  |  |
|   | XX,000 THB（毎月） |  |    |
| 7.2 | (i)VAT；(ii)源泉徴収税（費用及び支払給与分）；及び、(iii)社会保障料の月次計算・申告書作成・納税スリップ（バーコード）の作成 |  (2年分）  |  |
| 7.3 | 歳入局等からの連絡先登録、及び対応 |   |   |
|   |  X,000 THB（毎月） |  （2年分） |  |
| **計（7.1 ～ 7.3 月次会計・月次税務）** |  |
|  |  |  |  |
| **8. 法人税申告** |   |   |
| 8.1 | 半期法人税申告 |   |   |
| 8.2 | 法人税申告（解散登記日、及び以降一年毎） |  |  |
|  | 8.1 ＆ 8.2で計X0,000 THB（毎年） |  | （2年分） |
| **計（8.1 & 8.2 法人税申告）** |   |  |
|  |  |  |  |
|  | **総計 (1～8)** |  |  |

1. ここでは、非公開有限会社について述べます。外国人事業ライセンスを取得した支店等、及び税務上認識されるジョイントベンチャーは、手続きが異なる箇所があります。 [↑](#footnote-ref-1)